

# 医療法人制度改正を ふまえた ドクターマーケット 開拓

今年4月に第5次医療法が施行され、医療法人制度が大きく変化しました。  
医療法人の非営利性が徹底され、現在では出資持分（いわゆる含み益部分）の定めのある  
医療法人は設立できなくなりました。

既存の持分の定めのある社団医療法人については、  
当面の間は存続が認められましたが、将来的にはどうなるか見通せません。  
このような厳しい環境にあるドクターマーケットに対して  
どのようにアプローチすればいいのか、  
医療法人制度改正をふまえた保険提案を紹介します。

## I. はじめに

平成19年4月1日に施行された第5次医療法によって、「今後は、医療法人をターゲットとした保険ビジネスは大きく制限されて、保険提案が難しくなるのではないか」という、今後のドクターマーケットの環境変化を不安視する意見が多くの方から寄せられました。

確かに、一見すると、改正された制度の活用いかんによっては、今までより、医療法人にも、ドクター個人にも、デメリットが多く、有効な保険提案がしにくい状況になるものと思われそうですが、答えは逆です。まさに第5次医療法改正は、保険提案にとっては追い風、大きなビジネスチャンスになるといえるのではないのでしょうか。

つまり、今回の改正項目の中で、ドクターの方が特に気にされていると思われる次の2点について、生保セールスパークソンが効果的なアドバイスができれば、今まで以上に保険の重要性・必要性というものを理解してもらえとともに、より効果的な保険提案ができるものと思われま

す。最終的に国などに帰属することになります。

ただしここでのポイントは、医療法人として存続している以上は、国などに帰属することはないということですから、あくまでも、医療法人が解散した時にはそのようになってしまうということです。

ですから、その有事（解散）に備えて、今まで以上に積極的に役員給与を受け取り、そして役員退職金もしっかり受け取れるような準備をする必要があるのではないのでしょうか。すなわち、常に内部留保を少なくするように気をつけていけば、最終的に国などに帰属するものは少なくなります。

理想をいえば、解散時は、医療法人の財産状態は出資金程度にしておきましょう、ということです。そのためには日頃からしっかりとタックスプランニング、退職金プランの提案が重要になってきます。

### 第5次医療法改正におけるポイント

A. 新たに医療法人を設立しようと考えている  
個人開業医、勤務医が気になるのは…

出資者の出資持分（財産権）は、最終的には  
国などに帰属してしまうのか？

B. 既存の出資持分の定めのある社団医療法人を  
経営されているドクターが気になるのは…

改正により出資者の出資持分（財産権）は、  
やっぱり最終的には国などに帰属してしまうのか？

### 対応策

A. 今年4月1日以降に設立された医療法人について

出資者に財産権を認めないこととされますので、出資持分、いわゆる含み益部分（医療法人として成長した部

分）は、最終的に国などに帰属することになります。経過措置により、「当分の間」存続できるようになりましたので、まずはひと安心といったところでしょうか。

しかしながら、いつ経過措置が解除されて、出資持分を放棄することになるとも言い切れませんから、やはり、今まで以上に役員給与をしっかりと受け取り、そして役員退職金もしっかり受け取れるよう準備をする必要があります。

また、「当分の間」は出資持分に見合った財産権が認められるということは、ドクターの相続の際には、その出資持分の評価も高額になる可能性が高いわけですから、相続税の納税資金対策も準備しておかなければなりません。

以上のとおり、今回の改正はまさに保険ビジネスにとっては一長一短がありますので、その改正内容を十分に理解し、適切なアドバイスができるようになれば、ドクターから得られる信頼は絶大なものになるものと確信しています。

## II. 改正前の医療法人制度（おさらい）

### 1. 医療法人とは

医療法の規定に基づき、病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所または老人保健施設を開設しようとする法人のことで、財団または社団のどちらかになります。

医療法人は、営利法人（会社法上の会社）と公益法人との中間的な存在として位置づけられており、公益法人のようにさまざまな規制がある一方で、税制面など優遇措置があります。

例えば、設立にあたっては、都道府県知事の認可が必要です。また、医療法に規定されていること以外の業務を行うことは禁止されています。営利を目的とすることは禁止されていますから、出資者への剰余金の配当は認められていません。

その一方で、合併及び破産の場合を除き、出資持分のある社団医療法人の解散の際には、残余財産は出資者に分配されることになります。

全国の医療法人の数は、病院の約60%、診療所の約30%、歯科診療所の約13%を占め、わが国の医療制度の根幹を担っています（ちなみに、病院と診療所の違いは、患者を収容する病床数により区分され、病床数20以上が病院、病床数19以下（無床診療所含む）が診療所です）。

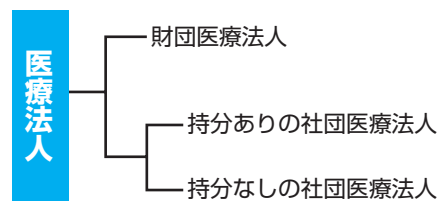
### 2. 医療法人の種類

医療法人は、大きく財団医療法人と社団医療法人の2つのタイプに分類されます。

人が一定の目的に資するために財産を寄付することによって設立されるのが「財団医療法人」です。設立に必要な資産を財団に寄付（無償譲渡）したことになりますので、退社時にその出資割合に対して、出資持分の払い戻しを請求することはできません。

一方、人が社員（出資者）になることによって設立されるのが「社団医療法人」で、「出資持分の定めのある社団医療法人」と「出資持分の定めのない社団医療法人」の2つに分類されます。

出資持分の定めのある社団医療法人（以下、持分ありの社団医療法人とする）は、財団の場合と異なり、退社時にその出資割合に対して出資持分の払い戻しを請求することができますが、出資持分の定めのない社団医療法人（以下、持分なしの社団医療法人とする）は、財団の場合と同様に、退社時にその出資割合に対して出資持分の払い戻しを請求することはできません。



なお、財団医療法人または持分なしの社団医療法人のうち、医療の普及及び向上や社会福祉への貢献など、著しく公共性の高い法人で国税庁長官の承認を受けたものを「特定医療法人」といい、一般の医療法人よりも法人税率の軽

種別医療法人数

|            |        |        |
|------------|--------|--------|
| 医療法人総数     | 44,027 |        |
| うち一人医師医療法人 | 36,973 |        |
| 財 団        | 400    |        |
| 社 団        | 総 数    | 43,627 |
|            | 持分あり   | 43,203 |
|            | 持分なし   | 424    |
| (特定医療法人)   | (407)  |        |
| (特別医療法人)   | (79)   |        |

(平成19年3月31日現在  
厚生労働省調べ)

減など税務面での優遇措置が受けられます。その他にも著しく公益性の高い法人として「特別医療法人」がありますが、今回の医療法改正により、今年3月31日をもって制度が廃止され、5年間の経過措置ののち、平成24年3月31日に全面的に廃止される予定です。

### 3. 医療法人の社員と役員

ドクター業界の専門用語として、「社員」「理事」「監事」といったものがありますが、例えば医療法等でいう「社員」とは、株式会社でいう株主のような存在を指しますので、医療法人が開設する医療機関で働く従業員のことではありませんから、ドクターとの会話の際には注意してください。

社員は医療法人の構成メンバーで、原則として出資者が社員総会の承認を得て、社員資格を取得することになります（設立の際には、原則として3名以上必要）。

医療法の規定により、医療法人の役員は、原則として理事3名以上および監事1名以上を置かなければならないとされています。理事のうち医師または歯科医師1名を理事長（院長にあたる）として互選します。

理事長は医療法人の代表権を有し、法人の業務を総理します。理事は株式会社であれば取締役にあたります。一方、監事は監査役にあたるもので、理事または医療法人の職員以外の者でなければなりません。

### 4. 一人医師医療法人とは

一人医師医療法人は、昭和61年10月の医療法改正によって設立可能となり、これにより、医療法人の数は急速に増えていきました。改正前の昭和60年には全国に3,926しかなかった医療法人が、63年には5,915、さらに平成元年には倍増の1万1,244、5年には2万を超え（いずれも年末現在数）、今年3月31日現在では4万4,027を数えます。そのうちの3万6,973が一人医師医療法人で、医療法人全体の約84%を占めています。

同改正により医療法人の設立要件から医師または歯科医

師の最低人数に関する規制がなくなり、それまでの「病院または医師もしくは歯科医師が常時3人以上勤務する診療所」となっていたところが、「常勤の医師または歯科医師が1人または2人勤務する診療所」に改正されました。これによって設立された、常勤医師が1人または2人の医療法人を総称して「一人医師医療法人」と呼んでいます。

なお、一人医師医療法人のほとんどが持分ありの社団医療法人として設立されています。

医療法上、一人医師医療法人は、医療法人の設立及び運営等に関して一般の医療法人と何ら区別されていませんので、同様の取り扱いとなります（後述する第5次医療法改正における影響も変わりません）。

### 5. 法人化のメリット

個人開業医が医療法人を設立して法人化することによって、以下のようなメリットがあります。病院や診療所などを個人から切り離して法人とすることで、医療機関の合理化が図れます。資金調達も容易になり、経営の拡大に寄与します。また、個人のときに比べ、事業承継も容易になり、医療機関の経営に永続性を持たせることもできます。

税負担軽減効果もあります。とくに個人診療所を経営している高所得のドクターほど、税率上有利になります。個人開業医の場合は、所得税と住民税を合わせて最高税率が50%であるのに対し、法人になると法人税と法人住民税の税率は最高で約35%になります。

ドクター（理事長）のみならずドクター夫人（理事）やその他の親族の理事にも役員給与・賞与を支払うことができますので、医療法人の利益を引き下げることが可能になり、個人開業医として課税されていた時よりも医業に関する、適用税率を引き下げることができます。もちろん、ドクター及びドクター夫人（理事）に役員退職金も支給できます（個人開業医の場合は退職金は支給できません）。

また、ご存じのとおり、一定の条件を満たした契約であるなら、生命保険や損害保険契約などの保険料を損金にすることもできます。